

## 「中国地方国際物流戦略チーム」設置要綱(案)

### 第1条(名 称)

本会は、「中国地方国際物流戦略チーム」(以下「同チーム」という。)という。

### 第2条(目 的)

中国・ASEAN 等が生産拠点・販売拠点として急成長し、国内企業が調達・製造・販売拠点をアジアにシフトするなかで、わが国の経済活動を支える国際物流と国内の陸・海・空の各輸送モードが有機的に結びついた迅速、低廉でシームレスな物流ネットワークを構築すべく、関係機関相互の密接な連携により、地域の実情に応じた国際物流のボトルネックの解消と、効率的な新しい物流システムの構築をめざすものとする。

### 第3条(組 織)

同チームは、物流関係団体、経済団体並びに関係行政機関等(以下「委員」という。)をもって構成する。

### 第4条(協議事項)

同チームでは、地域における実状を踏まえ次の事項について、協議を行う。

- (1) 国際物流拠点港湾・空港における物流の効率化
- (2) 国内外の物流ネットワークの整備と支援
- (3) 国際物流におけるロジスティクス機能の整備
- (4) アジア域内をはじめとする国際物流の新たな動向の把握と対応
- (5) 国際物流に係る環境問題、テロ、災害等への対応

### 第5条(本部長)

同チームに、本部長を置き、委員の互選により選任する。

2. 本部長は、議事その他の会務を総括する。
3. 本部長に事故ある時は、本部長が予め指名した委員がその職務を代行する。

### 第6条(会 議)

同チームの開催は、必要に応じて本部長が招集する。

2. 本部長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### 第7条(部会)

同チームには、部会を置くことができる。部会は第4条(協議事項)を専門的に調査検討するものとする。

### 第8条(事務局の業務)

同チームの事務局の業務は、中国経済連合会及び中国地方整備局(港湾空港部)、中国運輸局が共同して行う。

### 第9条(雑 則)

この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要事項は、その都度協議し決定する。

### (付 則)

この要綱は、平成18年8月 日から施行する。